

東日本大震災に関連した会計・税務の取り扱いについて

今般の震災により多くの企業が被害を受けたことを考慮して、関係省庁等は、決算発表、会計処理、税務といった事項につき、その取り扱いや特例措置を公表しています。以下、主に3月決算法人が留意すべき事項をまとめましたので参考になさって下さい。なお、本原稿は4月17日時点に公表されている情報に基づくものですが、実際の利用に際しては、担当の専門家(公認会計士、税理士など)にお問い合わせ願います。

1. 決算発表・開示書類

(1) 決算発表の時期

- Q.** 震災により決算発表を45日以内に行うことが困難です。どのように対応すればいいのか教えてください。
- A.** 通期の決算発表及び四半期の決算発表は、震災により速やかに決算の内容を把握・開示することが困難な場合、45日以内などの時期にとられる必要はなく、決算内容が確定できた時点で開示すればよいとされています。また、決算発表が大幅に遅れる場合には、その旨(開示時期の見込みが立つようであればあわせてその旨)を開示し、投資者に知らせるよう検討するとされています。

(2) 業績予測が困難な場合

- Q.** 震災によって業績見込みを立てることが困難なっていますが、決算短信での業績予想の開示について教えてください。
- A.** 震災により業績の見通しを立てることが困難な場合には、決算短信及び四半期決算短信において、業績予想を開示する必要はないとされています。

(3) 有価証券報告書等の提出期限

- Q.** 震災の影響により金融商品取引法に基づく開示書類(有価証券報告書、四半期報告書など)を本来の提出期限までに提出できない可能性が生じていますが、どのように対応すればいいのか教えてください。
- A.** 震災により有価証券報告書、四半期報告書を本来の提出期限(※)までに提出できなかった場合であっても、本年6月末までに提出すればよいとされています。さらに、3月決算法人が震災により有価証券報告書を提出できない場合は本年9月末までに提出すればよいとする方向で金融庁により政令が整備される予定となっています。

(※) 本来の提出期限

有価証券報告書…3ヶ月以内、四半期報告書…45日以内

(4) 震災の間接的な影響があった場合の有価証券報告書等の提出期限

- Q.** 本社は被災しませんが、工場が被災したため決算作業を進めることが困難となっています。この場合、開示書類の提出にかかる前述(3)の特例措置の適用を受けることができるか教えてください。
- A.** 「震災により」とは、本社が被災した場合だけでなく、支店・工場や重要な取引先が被災したことにより決算作業が困難になった場合など、間接的な影響を受けた場合も含むとされるため、開示書類の提出にかかる特例措置の適用を受けることができます。

2. 株主総会

(1) 株主総会の開催時期

- Q.** 震災の影響で当初予定した時期に定時株主総会を開催することができません。対応方法について教えてください。
- A.** 株式会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないものと規定されていますが、会社法上、事業年度の終了後3か月以内に必ず定時株主総会を招集しなければならないものとされているわけではありません。震災の影響により、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない場合には、開催が可能となった時点で定時株主総会を開催すれば、会社法に違反することにはなりません。

(2) 株主総会の開催時期に関する定款の定めについて

- Q.** 震災の影響により、定款に定める所定の時期に定時株主総会を開催することができません。この場合、定款違反になってしまうのでしょうか。教えてください。
- A.** 特定の時期に定時株主総会を開催すべき旨の定款の定めは、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで、形

式的・画一的に適用してその時期に定時株主総会を開催しなければならないとする趣旨ではありません。したがって、定款に定める所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を開催すれば、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、定款違反にはなりません。

3. 会計処理

(1) 固定資産や棚卸資産に生じた損失

- Q.** 震災により固定資産や棚卸資産に損害が生じました。会計処理の留意点について教えてください。
- A.** 固定資産や棚卸資産に生じた被災前の帳簿価額の全部又は一部の滅失損失は、原則として、その損失の内容を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになります。また、固定資産や棚卸資産に対する損害保険の保険金について、受取保険金の確定までかなりの時間を要する場合には、実務的対応として保険に関してその付保状況を注記において説明するケースがあります。

(2) 資産の撤去費用等

- Q.** 災害により損壊した資産の撤去費用等に関する会計処理の留意点について教えてください。
- A.** 撤去費用等は、決算日までに実施されたものは未払金に計上し、また、決算日後に実施が予定されているものについては、引当金として計上することになります。これらの撤去費用等または引当金繰入額は、原則として、その損失の内容を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになります。

(3) 被害を受けた資産の原状回復費用

- Q.** 震災により被害を受けた資産についての現状回復費用に関する会計処理について教えてください。
- A.** 災害資産の原状回復費用等は、修繕費に準じた会計処理になります。関連する支出が原状回復を超えて価値を増加させるものである場合は、資本的支出として会計処理をすることになります。一方、資本的支出として認められない原状回復費用等または引当金繰入額は、原則として、その損失の内容を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになります。

(4) 災害による操業・営業休止期間中の固定費

- Q.** 震災後の営業休止期間中の固定費に関する会計処理について教えてください。
- A.** 操業・営業休止期間中(電力会社が行う計画停電によるものも含む。)で決算日までに発生した固定費は、原価性が認められない場合もあると考えられます。その場合は、その損失の内容を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになります。

(5) 被災した取引先への見舞金

- Q.** 被災した取引先への見舞金に関する会計処理について教えてください。
- A.** 代理店、特約店等の取引先に対する見舞金、復旧支援費用(債権の免除損を含む。)は、交際費又は寄付金に準じた会計処理になります。これらの費用は、原則として、その損失の内容を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになります。なお、これらの費用については、既発生額が対象であり、未発生額については引当金の計上は行わないのが一般的です。被災に伴い取引先に対し債権を免除又は減免する場合には、その費用の内容を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになります。

(6) 被災した従業員への見舞金

- Q.** 被災した従業員等に対する見舞金に関する会計処理について教えてください。
- A.** 被災した従業員、役員等に対する見舞金、ホテルの宿泊代等の復旧支援費用は、福利厚生費に準じた会計処理になると考えられますが、臨時性が認められる費用であることから、原則として、その損失の内容を示す適当な名称を付した科目をもって、損益計算書の特別損失として計上することになります。なお、これらの費用については、既発生額が対象であり、未発生額については引当金の計上は行わないのが一般的です。

4. 法人税

(1) 災害により滅失・損壊した資産の損失等

- Q.** 被災した資産の損失、その取壊しや除去のための費用について、法人税の取り扱いを教えてください。
- A.** 法人の有する資産が災害により被害を受け、次(①～③)のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。

- ① 商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失
- ② 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
- ③ 土砂その他の障害物の除去のための費用

(2) 資産の評価損

- Q.** 被災により資産に損傷が生じましたが、評価損の計上について、法人税の取り扱いを教えてください。
- A.** 法人の有する棚卸資産、固定資産につき災害による著しい損傷が生じ、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき損金経理をすることにより、損金の額に算入することができます。また、被災した固定資産を利用するための分担金等に係る繰延資産についても同様の取り扱いとなります。

(3) 復旧のために支出する費用

- Q.** 被害を受けた固定資産の復旧のために費用を支出しました。資本的支出と修繕費の区分について、法人税の取り扱いを教えてください。
- A.** 法人が、災害により被害を受けた固定資産（「被災資産」といいます。）について復旧のための費用を支出した場合の資本的支出と修繕費の区分は次（①～③）のようになります。
 - ① 被災資産について原状回復するための費用は、修繕費となります。
 - ② 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
 - ③ 被災資産について支出する費用（①又は②に該当するものを除きます。）の額のうち、資本的支出か修繕費が明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、法人税においてもこの処理が認められます。

(4) 修繕費及び操業休止期間中の人件費

- Q.** 工場の製造設備が被災しました。修理のために支出した修繕費および操業休止期間中に支出した人件費について、製造原価に含めず、原価外処理（費用処理）としましたが、法人税の取り扱いを教えてください。

- A.** 法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費や、被災したことによる操業休止中に支出した人件費を企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理（費用処理）をしているときは、法人税においてもこの処理が認められます。

なお、原価計算基準によれば、製造原価に算入すべき原価は、正常な状態の下における経営活動を前提として把握された価値の消費であり、火災、震災、風水害等の異常事態を原因とする価値の減少は含まないものとされています。

(5) 災害損失欠損金の繰越し

- Q.** 被災した資産の損失にかかる繰越控除について、法人税の取り扱いを教えてください。
- A.** 法人の有する棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係る欠損金額（「災害損失欠損金額」といいます。）がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から7年間にわたり繰り越して控除することができます。

(6) 従業員やその家族に支給する災害見舞金

- Q.** 被災した従業員やその家族に災害見舞金を支出しましたが、法人税の取り扱いを教えてください。
- A.** 法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金は、福利厚生費として損金の額に算入されます。なお、この見舞金は社会通念上相当なもの認められるときは、給与として源泉徴収する必要はありません。この災害見舞金品の損金算入に関する取り扱いは、既に退職した従業員や採用内定者に対する場合であっても、また、従業員と同等の事情にある専属下請先の従業員やその親族等に対する場合であっても同様となります。

(7) 取引先に対する災害見舞金

- Q.** 被災した取引先に災害見舞金を支出しましたが、法人税の取り扱いを教えてください。
- A.** 法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

(8) 取引先に対する売掛金等の免除等

Q. 被災した取引先に対する売掛金を免除した場合について、法人税の取り扱いを教えてください。

A. 法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。
また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

(9) 取引先に対する低利又は無利息による融資

Q. 被災した取引先に低利又は無利息による融資を行った場合について、法人税の取り扱いを教えてください。

A. 法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常收受すべき利息と実際に收受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとして損金の額に算入されます。

(10) 自社製品等の被災者に対する提供

Q. 不特定多数の被災者を救援するために自社製品等を提供した場合について、法人税の取り扱いを教えてください。

A. 法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。

なお、特定のごく限られた者のみに対する贈答(利益供与)を目的として行われた自社製品等の提供は、寄附金又は交際費等に該当しますが、得意先の従業員等が避難しているある特定の避難所に対して行う自社製品の提供であれば、広告宣伝費に準ずるものに該当し、損金の額に算入されます。

(11) 法人税の申告期限の延長

Q. 震災の被害により確定申告書を申告期限までに提出することができそうにありません。対応について教えてください。

A. 国税庁から地域指定を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県については、期限が平成23年3月11日以降に到来する申告、納付などについて、その期限を別途国税庁告示で

定める期日まで延長することとされています。

また、その他の地域については、納税者の申請により、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、期日を指定して申告、納付などの期限を延長することができることとされています。したがって、地域指定された地域以外の地域に納税地がある法人で、申告を期限までにすることができない法人が申告期限の延長を求めるときには、災害などの理由がやんだ後相当の期間内に、書面をもって所轄の税務署長に申請する必要があります。

(12) その他(災害損失特別勘定への繰入額の損金算入)

Q. 被災した資産を本事業年度中に修理したかったのですが、修理を依頼した会社も被災しており対応してもらうことができませんでした。そこで会計処理として引当金を計上しましたが、この引当金につき法人税の取り扱いを教えてください。

A. 未実施の修理にかかる引当金については法人税の損金に算入することはできません。ただし、阪神・淡路大震災の時、震災のあった日から1年以内に支出することが見込まれる被災資産に係る修繕費用等の見積額(災害損失特別勘定)につき、損金算入を認める措置が講じられました。今回もこういった特例措置が講じられる可能性がありますので、今後の関係省庁等からの発表に留意する必要があります。

(参考にさせていただいた Web サイト:東京証券取引所、金融庁、法務省、日本公認会計士協会、国税庁)

以上